

みんなが暮らしやすいまちを目指して

し しょうがいしゃさべつかいしょうほう
～みんなで知ろう！ 障害者差別解消法～





しょうがいしゃさべつかいしょうほう

ほうりつ

障害者差別解消法ってどんな法律？

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、すべての人が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

「障害を理由とする差別」をなくし、障害のある人もない人も暮らしやすいまちをつくるための決まりを定めています。

対象となる機関は、国や地方公共団体などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者です。

みんなでこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

義務		① 不当な差別的取扱いの禁止	② 合理的配慮の提供	③ 環境の整備
		正当な理由なく、障害を理由として差別してはいけないこと	障害のある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること	社会的障壁の除去等のため施設の整備や関係職員に対する研修等を実施すること
対象機関	国の行政機関・地方公共団体等	法的義務	法的義務	努力義務
	民間事業者（個人事業者や非営利事業者も含む。）	法的義務	努力義務 ※ ↓ 法的義務	努力義務

※令和3年5月、同法は改正され、公布日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲において政令で定める日から施行されます。施行に伴い合理的配慮の提供が法的義務になります。



ぐたいてき さべつ

具体的にはどんなことが差別になるの？

しょうがい ひと
障害のある人とは？

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい ふく た しんしん きのう しょうがい しょうがいしゃきほんほう さだ しょうがい
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害など、障害者基本法に定められた「障害のある人」が対象となります。継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人で、手帳を持っていない人も含まれます。

ふとう さべつてきとりあつか ばあい
① 不当な差別的取扱いをした場合

くるま いすを理由に、レストランへ
の入店を拒否された。



かいじょけん いっしょ にゅうてん
介助犬と一緒に入店する
ことを拒否された。

ごうりてきはいりよ ばあい
② 合理的配慮をしなかった場合

でんこうけいじばん よ
電光掲示板が読めず、どの
電車を利用して良いかわか
らないため、駅員に聞いた
が、わかるように教えてくれ
なかった。



かいぎの場で、聞こえづらいこ
とを事前に伝えていたが、
口頭の説明ばかりで、内容
がわからなかった。



ちか はいりよ もと ひと

もし、近くに配慮を求める人がいたら...

例

慣れない場所での移動が大変...



声かけや誘導など、移動の補助をしましょう

例

書類の内容が見えなくて分からない...



書類を読み上げて説明しましょう

例

文字を書くことや会話が困難...



代筆をしたり、代わりに伝えるようにしましょう

例

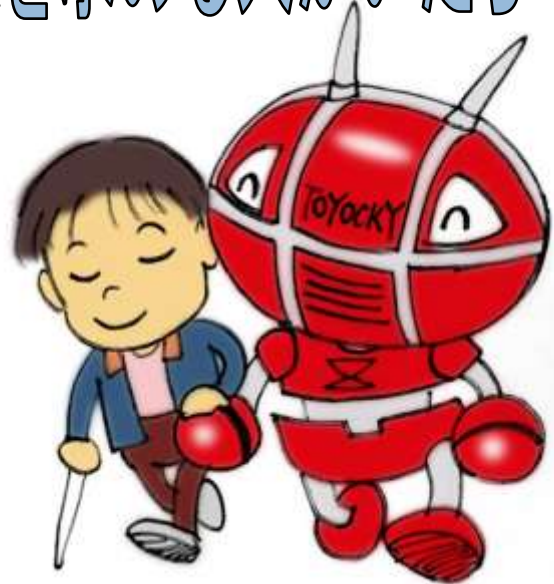
説明が聞こえない...



わかりやすく、手話や筆談などで説明しましょう



情報を伝えるときに、資料や掲示板などを使って、目で見てわかるようにしましょう



誘導時は、肩や腕につかまってもらい、相手のペースに合わせて歩くようにします。段差などの危険なときは声をかけましょう。



全く聞こえない人から聞こえづらい人で、聞こえ方は様々です。補聴器をつけている人は、大きな声で話すと逆に聞き取りにくい場合があるので、ゆっくりと普通の大きさの声で話すようにしましょう。

れい
例

めんだん など で ちようじかんしゆうちゆう することが むづか
面談などで長時間集中することが難
しい...



「ゆっくり」「はっきり」「ていねいに」
「短く」説明しましょう

れい
例

あいまい ひようげん
曖昧な表現はわかりにくい...



え ず つか
絵や図を使いながら説明しましょう

れい
例

ひと おお ちか つかない、ふあん
人が多くて落ち着かない、不安
になってしまう...



ひと すく ばしよ や、しきり で くぎ
人の少ない場所や、仕切りで区切って
ある場所へ案内しましょう

れい
例

ひと はな ことが にく
人と話すことが苦手...



ふあん かん じさせないように、おだ やかな
不安を感じさせないように、穏やかな
口調でわかりやすい説明をしましょう

れい
例

たいりよく なく、つか やすい...
体力がなく、疲れやすい...



でんしゃ や ばす など で せき を 譲ったり、おもい
電車やバスなどで席を譲ったり、重い荷
物を代わりに持ったりして、体力的な
負担を軽くしましょう



あいて ひようじよう や その ば ぶんいき よみと
相手の表情やその場の雰囲気を読み取る
のが苦手な人もいます。がいけん からはわかりに
く、りかい こうどう てん せいかつ
く、理解や行動の点で生活しづらいことが
あります。

ひと おお
人の多いところや、にぎやかなところに長
時間いることにストレスを感じる方もいま
す。



ひつよう があれば くるま いす を おして いどう てつだい
必要があれば車いすを押し移動を手伝い
ますが、じぶんひとりで むり をせず、まわりの人
にも きょうりよく
にも協力してもらいましょう。



あいて

ひつよう

しえん

かくにん

相手が必要としている支援を確認しましょう

しょうがい さまざま しゅるい おな しょうがい しょうじょう ていど ひと ちが
障害には様々な種類があり、同じ障害でも症状や程度は人によって違います。

がいけん ばあい
また、外見だけではわからない場合もあります。

しょうがい しゅうい りかい さぽーと おお
障害があっても、周囲の理解やサポートがあれば、多くのことができます。

こま ひと み せっきよくてき じぶん こえ あいて ひつよう
困っている人を見かけたら、積極的に自分から声をかけて相手が必要としている

しえん かくにん
支援を確認しましょう。

こころづか かいしょう ぼりあ
ちょっとした心遣いで解消できるバリアはたくさんあります。

ひとりひとり はいりょ しょうがい ひと ひと
一人一人が配慮をすることで、障害がある人もない人も

く つく だいいっぽ
だれもが暮らしやすいまちを作る第一歩となるのです。



Q & A

Q

はいりよ ひつよう きづけなかつた ばあい さべつ
配慮が必要だと気づけなかった場合でも、差別になるの？

A

しょうがい ひと はいりよ もと ばあい さべつ
障害のある人から配慮を求められなかった場合は、差別とはなりません。

ただし、かのう かぎ じしゆてき はいりよ おこな のぞ
ただし、可能な限りで自主的な配慮を行うことが望ましいとされています。

Q

かいしゃ みせ ごうりてきはいりよ ぎ む まも
会社やお店などが合理的配慮の義務を守らなかったらどうなるの？

A

さべつ く かえ じしゆてき かいぜん きたい ばあい くに たんとうだいじん ほうこく
差別を繰り返し、自主的な改善も期待できない場合には、国（担当大臣）が、報告

もと じょげん しどう かんこく ぎょうせい そ ち と
を求めたり、助言、指導、勧告といった行政措置を取ることがあります。

Q

にちじょうせいかつ こじんてき かんけい なか ほうりつ いはん ばつ
日常生活の個人的な関係の中でも、この法律に違反すると罰せられるの？

A

ほうりつ ぎょうせい かん みるかんじぎょうしゃ たいしょう いっぽん
この法律は行政機関や民間事業者などを対象としているものであって、一般

ひと こじんてき かんけい しょうがい ひと せつ ばあい こじん しそう げんろん ばつ
の人が個人的な関係で障害のある人と接する場合や、個人の思想や言論を罰す
ることはありません。

しかし、すべての人が障害や障害のある人への理解を深めることは大切なこと
です。





こま

そうだんうけつけまどぐち

困ったときの相談受付窓口

1) さくらピア相談室 (ピアサポート)

じゅうしょ れんらくさき 住所・連絡先	そうだんじかん 相談時間
じゅうしょ とよはししひがしんまち びあない 住所 豊橋市東新町15(さくらピア内) TEL 53-3153 (相談室直通53-3623) FAX 53-3200 メール peer-fks@mx2.tees.ne.jp	かようび どようび 火曜日～土曜日 (ただし休館日を除く) 10:00～17:00 ひつよう おう しゅつちようそうだん ※必要に応じて出張相談も行います。

2) その他の相談窓口

しせつめい 施設名	じゅうしょ れんらくさき 住所・連絡先	そうだんじかん 相談時間
とよはし総合 相談支援センター	じゅうしょ とよはししまえはちちよう とびあかい 住所 豊橋市前畑町115(あいトピア2階) TEL 56-4111 FAX 57-2595 メール info@toyohashi-ssc.main.jp	げつようび どようび 月曜日～土曜日 9:00～18:00
とよはし市役所 障害福祉課	じゅうしょ とよはししいまほしちよう ひがしかん かい 住所 豊橋市今橋町1(東館1階) TEL 51-2347 FAX 56-5134 メール shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15



れいわ ねん がつ
令和5年1月

はっこう とよはししふくしぶしょうがいふくしか
発行: 豊橋市福祉部 障害福祉課